

2024年3月18日

厚生労働大臣
武見 敬三 殿

最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会

<連絡団体>

下町ユニオン

全国一般労働組合全国協議会

全国生協労働組合連合会

郵政産業労働者ユニオン

低賃金労働者の意向を反映した最低賃金の改定を求める要請書

—全国一律1,500円以上の最低賃金の早期実現を—

最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会は、この間、地域別最低賃金を早期に全国一律1,500円以上にするように求めて運動してきました。また、消費者物価の高騰に際しては、地域別最低賃金の再改定を貴職に求めてきましたが、実現しませんでした。

実質賃金は低下を続けています。賃上げが物価上昇に追いつかない状況は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民生活の健全な発展に寄与すること」とする最低賃金法第1条の目的を実現するものになっていません。その原因は、低賃金労働者の生活実態を反映する審議が行われていないからだと言わざるを得ません。

岸田首相は「賃上げと物価上昇による経済の好循環の実現」を政策の柱としていますが、そのためにも地域別最低賃金の引き上げは、焦眉の課題です。当委員会は、低賃金労働者の意向を反映した最低賃金の大幅引き上げを求めて、以下のとおり要請します。

1 物価上昇を上回る地域別最低賃金の引き上げを行うこと。

- (1) 消費者物価指数の参考基準を低賃金労働者の生活実態に合ったものにする。生計費については、「持家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、「基礎的支出項目」指数を採用すること。また、労働組合が行っている生計費調査を参考にすること。

2023年の中央最低賃金審議会の目安の議論では、消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことが大きな問題となり、公益委員見解では「最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。」と明確に述べています。目安制度が始まった1978年の目安小委員会の報告にある「引上げ率は、消費者物価上昇率を下回らないようにする必要があると判断。」を再確認するとともに、「消費者物価上昇率を下回らないようにする必要」か

ら「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」と消費者物価との関係をいっそう強調しています。

1978年の目安小委員会の消費者物価指数がどの指数を対象としているのか明確ではありませんが、2023年の公益委員見解にある消費者物価指数は「持家の帰属家賃を除く総合」指数です。しかし、最低賃金近傍の労働者にとって影響が大きいのは、「基礎的支出項目」指数であり、それ以上に「頻繁に購入する品目」指数です。

2021年8月に総務省統計局が発行した『消費者物価指数のしくみと見方 -2020年基準消費者物価指数-』によれば「消費者が購入する商品（財やサービス）には、米や野菜、家賃、電気代などのように必需性の高い品目と、ワインや外国パック旅行費などに代表されるような、どちらかといえば世帯の嗜好などにより選択的に購入されるとみられる品目があり、前者を基礎的支出項目、後者を選択的支出項目と呼んでいます。」また、「消費者が購入する商品（財やサービス）には、パンや牛乳などのように頻繁に買う品目もあれば、かぜ薬やタオルなどのように年に数回しか購入しない品目もあります。」とあり、頻度別購入品目の説明をしています。

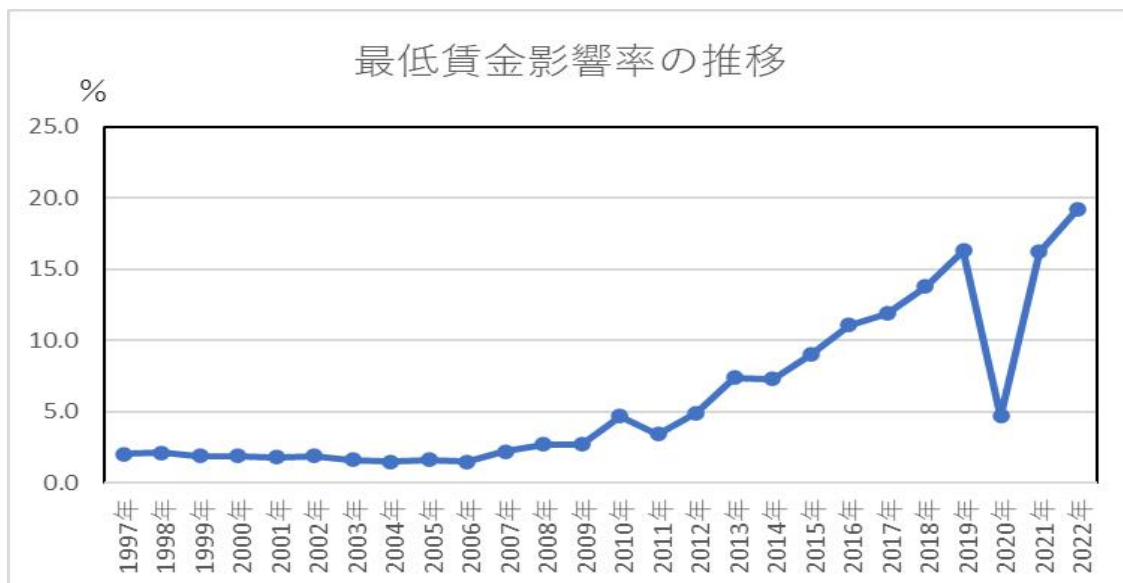
最低賃金法第1条は、低賃金労働者の賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図ることを直接的な目的としています。それゆえ、最低賃金が「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」とするのであれば、この消費者物価は「持ち家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、最低賃金近傍の労働者に影響が大きい「基礎的支出項目」であり「頻繁に購入する品目」の物価指数であるべきです。最低賃金の決定に当たって考慮されるべき3要素（労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払い能力）のうち、「生計費」については、消費者物価指数として、少なくとも、最低賃金近傍の労働者の物価指数を反映する「基礎的支出項目」を採用するべきです。また、労働組合が行っている生計費調査を参考にすべきです。

- (2) 「類似の労働者の賃金」として、賃金状況調査は、30人未満の中小零細企業を調査対象としていますが、最低賃金の影響率が年々上がる中で、指標として適当なものではなくなっているのではないのでしょうか。最低賃金の影響率が1～2%であった時から、現在では、20%になろうとしており、中小零細企業の労働者の賃金引き上げ率を「類似の労働者の賃金」とみなすには無理が出ています。対象事業所を拡大するか、もしくは、賃金中央値や平均値を指標とすることを検討されたい。

賃金状況調査第4表と他の賃上げ集計との比較 単位は%、2022・23年は第4表③採用

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
厚生労働省 賃金状況調査 (第4表)	0.8	1.1	0.9	1.1	1.3	1.4	1.3	1.2	0.4	2.1	2.5
連合 (中小企業)	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23
経団連 (中小企業)	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.7	1.68	1.92	3.00
厚生労働省 賃金引上げ等の実 態に関する調査	1.5	1.8	1.9	1.9	1.8	2.0	2.0	1.7	1.6	1.9	3.2

連合及び経団連の中小企業の賃上げ率はそれぞれの公表数値から作成



(3) 最低賃金の改定を年2回、10月と4月に行うこと。また、賃金状況調査を6月だけでなく12月にも行うこと。そのための予算を確保すること。

2023年10月の地域別最低賃金の改正は、全国加重平均で43円(4.47%)引き上げられ、1,004円となりました。単年度では、物価上昇率を上回る改正でしたが、この2年間の物価指数と最低賃金の改正を比較すると以下の通りです。

月 日	「持家の帰属家賃を除く総合」指数	「基礎的支出項目」指数	「頻繁に購入品目」指数	最低賃金 (全国加重平均)
2021年10月	99.9	102	103.1	930
2022年10月	104.3	107.7	107.9	961
2023年10月	108.4	111.6	116.9	1004
上昇率	8.51%	9.41%	13.38%	7.96%

指数は2020年を基準とする物価指数(総務省統計局)

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、「持家の帰属家賃を除く総合」指数は8.51%の上昇となり、最低賃金の改正率を上回っています。さらに、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%、「頻繁に購入する品目」では13.38%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。

物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は大変な苦境に立たされています。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。2023年秋以降、物価は沈静化の方向とされていますが、2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」は、激変緩和の幅を縮小するとされており、物価の高止まり状態が続く可能性があります。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されていますが、日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

物価と賃金の好循環を達成するために、政府、経済界、労働団体などが、そろって大幅賃上げの必要性を述べていますが、2月6日に厚生労働省が発表した毎月勤労統計調査によれば、2023年の実質賃金は前年比2.5%減、2年連続のマイナスでした。マイナス幅は1.0%減だった2022年からさらに大きくなっています。実質賃金の改善に大きく影響すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げが頼りにされているのが実態です。

2023年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第1回）参考資料（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）によると、最低賃金近傍の労働者では、過去1年間で賃金が上昇した時期は、10月（29%）が最も多く、4月（20.3%）が次いで多くなっています。また、同じ参考資料の労働政策研究・研修機構の調査では、中小企業における賃金決定の考慮要素として、パートアルバイトでは54.2%の企業が最低賃金と回答しており、正社員でも15.7%が最低賃金を考慮すると回答しています。最低賃金の影響率が年々高くなることにより、労働者全体の賃金引き上げは、最も多い4月に続いて、最低賃金の改正の10月に引き上げられる労働者が増えています。

最低賃金法9条2項では「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とあり、この賃金について、毎年6月に賃金改定状況調査が行われています。前項で述べたように賃金状況調査の対象にしている中小零細企業の労働者を「類似の労働者」とみなすには無理が出てきています。10月に最低賃金近傍の労働者、中小企業の労働者の賃金が上がっているのであれば、対象事業所を拡大するなどして、賃金改定状況調査を12月にも行うべきです。

この間の労働局要請の中で、最低賃金の再改定を行なえない理由のひとつとして、再改定を行うべきかどうかを判断する調査を行う予算、年一回以上審議会を開催する予算がないことが挙げられています。適正な最低賃金の改正を行うためにも、当然、こうした予算を確保すべきです。

なお、賃金改定調査結果については、30人未満の中小零細規模の事業者第4表が最も

重要な指標とされていますが、

2 新たな最低賃金引き上げ目標を早急に決めること。

岸田首相は、最低賃金について2030年代半ばまでに全国加重平均1,500円に引き上げることを新たな目標にすると表明しています。この目標は、あまりにも遅すぎます。

- (1) 地域間格差をなくすため、直ちに全国一律最低賃金制度に向けた検討を行い、すべての都道府県で1,500円以上の最低賃金を実現すること。数年以内に実現する道筋を明らかにすること。

昨年4月に取りまとめられた「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」では、最低賃金の水準について議論が進まず、『あるべき水準を定めること及び定める場合の水準については、意見の一致に至らなかったが、引き続き労使で議論することが適当であるとの結論に至った。』としています。G7等の中で日本の最低賃金は各国の半分であり、早急に改善する必要があるというのが私たちの認識ですが、前述の目安全員協議会の議論では『あるべき水準の検討に当たり、諸外国における最低賃金の金額及び目標水準やその決め方との比較をすることも考えられるが、その際には、各国と適用労働者の範囲や減額措置の内容が大きく異なることも踏まえることが必要であるという意見があった。』とあります。目安全員協議会では、日本の最低賃金額が世界的にみて大きく落ち込んでいるとの見解について意見の一致をみられなかったように思われますが、世界的にみて、特にG7各国と比較して日本の最低賃金額をどのように評価するのか厚生労働省の見解を示されたい。

国および地域	最低賃金	円換算	適用
イギリス	11.44ポンド	2,134円	21歳以上適用 他に20-18歳、18歳未満あり 2024年4月(12.3%引き上げ)
フランス	11.65ユーロ	1,866円	2024年1月(1.1%引き上げ)
ドイツ	12.41ユーロ	1,988円	2024年1月(3.4%引き上げ)
アメリカ(連邦)	7.25ドル	1,065円	2009年7月～
ワシントンD.C.	17ドル	2,497円	2024年1月(3.0%引き上げ)
カリフォルニア州	16ドル	2,350円	2024年1月(3.2%引き上げ)
ニューヨーク市	16ドル	2,350円	2024年1月(6.7%引き上げ)
カナダ(連邦)	16.65カナダドル	1,816円	2024年1月(7.1%引き上げ)
オーストラリア	23.23オーストラリアドル	2,255円	2023年7月(8.7%引き上げ)
ニュージーランド	23.15ニュージーランドドル	2,049円	2024年4月(2.0%引き上げ)
韓国	9.860ウオン	1,089円	2024年1月(2.5%引き上げ)
日本	893円～1113円(全国加重平均1004円)		2023年10月(4.5%引き上げ)

円換算は2024年1月末現在の為替レートによります。

昨年の最低賃金改正の最大のトピックは、Cランクの引き上げ額がA・Bランクの引き上げ額を大きく超えたことです。目安全員協議会報告では、これまでの4ランクから3ランクにし、最高額に対する最低額の比率を高めることで格差を縮小するとしました。しかし、地方では、比率ではなく絶対的な金額格差縮小を求める声強くAランクの平均引き

上げ額が41.2円に対し、Cランクは平均44.4円と、3円以上高い引き上げ額となりました。

総務省が1月30日公表した2023年の人口移動報告によると、新型コロナ感染拡大で抑制されてきた都市部への転入は、大幅に増大し、コロナ前の水準に近づいています。地方では、最低賃金の地域格差により労働力人口が都市部へ転出する危機感が近年、特に高まっています。もともと目安制度は、1975年に当時の労働4団体、及び4野党が全国一律最低賃金制度を求めたことに対し、政府が中央最低賃金審議会に全国一律最低賃金制度の問題を含めて「今後の最低賃金制のあり方について」諮問した結果、1978年に始まった制度です。地方からの全国一律最低賃金制度を求める声が高まる中で、全国一律最低賃金制度に向けた検討を行うべきです。能登半島地震により石川県を中心に大変な被害が出ています。最低賃金の地域格差が復興の足かせになってはなりません。

- (2) 最低賃金の水準は、ILOの基準に基づき、「労働者とその家族の必要」との観点で生活保護との比較を行い、ひとり親世帯の生活保護基準を上回るものとする。

「生活保護との整合性」に対しても問題があります。比較方法についてはいろいろな議論がありましたが、比較対象を若年単身者の生活保護基準としている点は重大な問題です。日本政府も批准しているILO131号条約やILO135号勧告では、最低賃金水準の決定にあたり考慮すべき要素として「労働者及び家族の必要」を挙げています。この条約に基づけば、比較対象とするべきは「ひとり親世帯」の生活保護基準です。2013年、国連・社会権規約委員会は「日本の最低賃金が最低生存水準及び生活保護基準を下回っている」と指摘し、日本政府に対して「労働者及びその家族が人間らしい生活を送ることが可能となることを確保する観点から、最低賃金の水準を決定するに際し考慮する要素を再検討することを要求する」と勧告していました。

最低賃金のあるべき水準に関する議論の対象になるのは、ILO131号条約及びILO135号勧告にある「労働者及びその家族の必要」な生計費であり、「ひとり親世帯」の生活保護基準と最低賃金で得られる収入を比較すべきです。生活保護基準を上回るためには、少なくとも1,500円以上の最低賃金が必要です。

生活保護基準は全国を1級地の1から3級地の2まで格差を設けていますが、地方の生活に絶対に不可欠である自動車の保有費用を考慮すれば、全国どこでも、目指すべき最低賃金の水準としての1,500円以上の最低賃金は十分根拠のある金額です。

3 最低賃金審議会の審議を低賃金労働者の意向を反映できるものにする。

- (1) 低賃金労働者からの意見聴取を行うこと。
- (2) 中央最低賃金審議会・地方最低賃金審議会のすべての審議を全面公開すること。答申までの審議会の議事録、もしくは議事要旨を答申日から7日以内に公開すること。また、異議審までの議事録を、地域別最低賃金の発効日からおおむね1か月以内に公開すること。また、公労、公使の協議についても議事録を作成・公開すること。

全国一律最低賃金制度を求める声を封じているのが審議会非公開の実態です。昨年の「目安制度の在り方に関する全員協議会」報告では、議事の公開について、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った」としています。地方最低賃金審議会では、この報告に基づき、専門部会についても、公労使三者が集まって審議する場合には公開とされる地方もありましたが、議論は、非公開の公労、公使の協議で行われ、公労使三者が集まる場面においては、議論が行われないという実態でした。密室審議の時代は終焉させなければなりません。最低賃金審議会の議論を全面的に公開すべきです。

異議申し出に対しては、少なくともどのような議論を経て答申が出されたのかが明らかにならなければ、異議申し出制度は機能しません。少なくとも、答申までに行われた審議の議事録、もしくは議事要旨を異議申し出に間に合うよう、答申日から7日以内に公開すべきです。また、異議審までの議事録が、公開までに半年もかかっているところがあります。地域別最低賃金の発効日からおおむね1か月以内に公開すべきです。専門部会の公労、及び公使の協議についても、議事録を作成・公開すべきです。

(3) 低賃金労働者の実態を調査せず、意向も聞こうとしない公益委員を罷免し、交代させること。

低賃金労働者の意見を聞く必要がないと考えたり、単に労使の調整役としか考えていない公益委員が見受けられます。そのような公益委員は交代すべきです。公益委員には、生活困窮者の支援等を行っている団体の出身者、及び社会保障法を専門とする学者からも任命されたい。

4 最低賃金審議会の労働者委員に低賃金労働者の代表を入れること。

最低賃金審議会委員について、労働者委員については、中小零細企業労働者・非正規労働者・外国籍労働者を数多く組織する関係労働組合からも推薦を受け入れるようにすること。

以上